

平成30年度 前期選抜の選抜・評価方法

学校番号 4

千葉県立千葉商業高等学校 全日制の課程 商業・情報処理科

1 期待する生徒像

人物に優れ、本学科を志願する動機及び理由が明確であり、意欲的に高校生活をおくり、学業に熱心に取り組む意志があること。

かつ次のいずれかに該当する生徒。

ア 商業科目の学習に興味・関心を持ち、入学後資格取得等に熱心に取り組む意志があること。

イ 生徒会活動、学校行事、学習活動等、中学校生活全般にわたり意欲的に取り組み、入学後も継続して取り組む意志があること。

ウ スポーツ活動、文化活動において顕著な実績又は能力を有し、入学後も継続してその活動に取り組む意志があること。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 自己表現	次のア、イのいずれかを、出願時に志願者が選択 ア 口頭による自己表現（日本語による自己アピール） 実施形態：個人で発表 検査時間：1人の目安は5分～10分程度 イ 実技による自己表現（次の実技のうち1つを選択） 硬式野球（男）・サッカー（男）・ソフトボール（女）・ バレーボール（女）・陸上競技（男女）・ソフトテニス（男女）・ バスケットボール（男女）・バドミントン（男女）・ ハンドボール（男女）・柔道（男女）・剣道（男女）・吹奏楽（男女） 実施形態：個人またはグループで発表 検査時間：1人の目安は5分～10分程度 1グループの目安は30分～60分程度

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査 [500点満点]

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。
イ 個々の教科の得点	10点未満の教科がある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書 アの数値を「調査書の得点A」とする。Aの数値に、イ及びエについて加点（上限20点）したものを「調査書の得点B」とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	算式1で求めた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。

イ 出欠の記録	3か年皆勤である場合は加点する。 欠席が、1つの学年で20日以上、または3年間の合計が40日以上ある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○印の数が1個以下の場合、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項	生徒会活動で特に優れた内容と認められる記述については加点する。 部活動の記録、その他の活動で特に優れた内容と認められる記述については加点する。 資格取得については、英検準2級以上、漢検準2級以上、商業に関する資格上位級について加点する。
オ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 自己表現 [130点満点]

次のア、イについて、2名の評価者が、次の3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（極めて優れている）・b（優れている）・c（標準的である）・d（やや問題がある）・e（問題がある）の5段階で評価し、2名の評価者の評価の組合せ（a a～e e）で得点化する。評価eが含まれる場合は、審議の対象とする。

ア 口頭による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 能力・表現力	資格取得、生徒会活動や学校行事に関する活動、スポーツ活動や文化活動等において、優れた能力を有している。表現力豊かに分かりやすく伝えている。明瞭かつ正しい言葉遣いである。
(イ) 意欲・意志	本校を志願する動機及び理由が明確である。学業に熱心に取り組む意志がある。入学後も継続して自己表現した活動に意欲的に取り組む意志が明確である。
(ウ) 身だしなみ・態度	基本的な礼儀や作法が身に付いている。服装頭髪等、身だしなみが整えられている。

イ 実技による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 基礎的技術・能力 専門的技術・能力	スポーツ活動や文化活動等において、基礎的・専門的な技術や能力を身に付けている。
(イ) 意欲・意志	本校を志願する動機及び理由が明確である。学業に熱心に取り組む意志がある。入学後も継続して自己表現した活動に意欲的に取り組む意志が明確である。
(ウ) 身だしなみ・態度	基本的な礼儀作法や応対が身に付いている。服装や頭髪等の身だしなみが整えられている。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

ア 「学力検査の成績」、「調査書の得点A」の合計により順位をつけたとき、次のパーセント以内にある者は、入学許可候補者として内定する。

(ア) 受検者数が予定人員以内のときは、受検者数の70パーセント

(イ) 受検者が予定人員を超えるときは、予定人員の70パーセント

ただし、学力検査の個々の教科の得点、調査書の教科の学習の記録、出欠の記録、行動の記録及び第2日の検査（自己表現）の結果等に問題となる点がないこと。

イ 上記アで決まらなかった者については、「学力検査の成績」と「調査書の得点B」の合計に「第2日の検査（自己表現）の得点」を加えた「総得点」で順位をつけ、各選抜資料の評価等について慎重に審議しながら、予定人員までを入学許可候補者として内定する。

<総得点の満点の内訳>

学力検査 の成績	調査書の得点		第2日の検査の得点	総得点
	評定（算式1）	加点	自己表現	
500点	$(135 + \alpha - m)$ 点	20点	130点	$(785 + \alpha - m)$ 点

（算式1） α ：県が定める評定合計の標準値95

m ：当該志願者の在籍する中学校の第3学年（義務教育学校にあつては、後期課程の第3学年）の評定の全学年の合計値の平均値

(2) その他

自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをしない。

5 その他

過年度卒業者については、第2日の検査終了後、別途個人面談を行う。